

クレジットカード扱特約（約款）

（平成20年1月4日制定）

第1条（特約の適用）

- 1 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定したクレジットカード（以下、「クレジットカード」といいます。）により第2回以後の保険料を払い込む旨の申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定したクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約その他これに準じるもの（以下、「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されかつ使用を認められたものに限り、適用します。
- 3 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等（以下、「クレジットカードの有効性等」といいます。）の確認を行なうものとします。

第2条（契約日の特則）

月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。

第3条（契約日前の保険事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定に基づいて保険金等の保険給付を行ないまたは保険料の払込免除を行なうべき事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等保険契約に基づく保険給付があるときは、過不足分を保険給付金額と清算します。

第4条（保険料率）

この特約を適用する保険契約の保険料率は、基本保険料率とします。

第5条（保険料の払込）

- 1 第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等を確認し、カード会社に保険料を請求した時に、その払込があったものとします。
- 2 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は、会社に対しその払込順序を指定できないものとします。
- 3 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたいが、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
- 4 会社は、クレジットカードにより払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

第6条（諸変更）

- 1 保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードに変更することができます。また、カード会社を他のカード会社に変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出て下さい。
- 2 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て他の保険料払込方法（経路）を選択して下さい。

第7条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
 - (3) 保険料の自動振替貸付が行なわれるとき
 - (4) 保険契約が失効したとき
 - (5) 保険料の前納が行なわれたとき
 - (6) 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
 - (7) 会社がカード会社から保険料相当額を領収できないとき
 - (8) カード会社がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止したとき
- 2 前項第3号、第4号、第5号、第6号、第7号または第8号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。
- 3 第1項第6号、第7号または第8号の規定に該当する場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。

第8条（主契約の契約日が平成11年4月1日以前の場合の特則）

この特約を適用する保険契約の契約日が平成11年4月1日以前の場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

- (1) この特約を適用する保険契約の保険料率は、つぎのとおりとします。
 - (ア) 月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。年払保険契約または半年払保険契約の保険料率は、普通保険料率とします。
 - (イ) (ア)の規定にかかわらず、この特約を適用する家族生存保険契約の保険料率は普通保険料率とします。
- (2) 前号(ア)の規定によって口座振替保険料率が適用されている月払保険契約について、普通保険約款の規定によって保険料の一括払込を行なう場合の一括して払い込む保険料は、普通保険料率を基準として計算し、会社所定の率により割り引きます。

